

# チャートジャパン株式会社

## 販売条件

### 1. 一般

本条件は、対象となる販売に関するチャートジャパン株式会社（以下、「売主」といいます。）と買主の間の完全な合意（以下、「本契約」といいます。）であり、それに先立つやりとりや合意に優先します。売主が買主に対して提案する追加条件又は異なる条件（それらの条件が既存の条件と矛盾する場合には、その限度で提案された条件が優先します。）も本条件に含まれます。売主が買主の注文を承諾し、また買主が売主の提案を承諾するためには、買主が本条件に同意していることが条件であり、その場合に限定されます。本条件の変更又は放棄は、両当事者が署名をした書面によってのみ行うことができるものとします。買主が注文又は交付するいかなる書面に追加、矛盾又は異なる条件を含めても、それらは一切受け入れられません。文脈上異なる解釈が要求されない限り、本条件でいう「本装置」は、売主が買主に販売する全ての製品、装置、部品及び付属品を含むものとします。また、文脈上異なる意味を有しない限り、本条件でいう「本サービス」は、売主が提供する労務、監督、修理及びプロジェクト・エンジニアリング・サービスを意味するものとします。「買主」という用語は、本装置及び/又は本サービスのエンドユーザーに拘わらず、本装置及び/又は本サービスの注文を売主に対して行う当事者のみを意味します。

### 2. 支払条件

売主が書面により異なる支払期限に同意しない限り、国内における販売は 30 日後を支払日とし、買主は自己の費用負担で電信送金により売主が指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとします。支払遅延については、毎月 1.5% の遅延損害金が日割りで発生し、売主は第 11 条に規定する権利を有します。国外への販売の支払は、売主が別途指定する支払条件に従います。買主は、売主から要求された場合には、買主は売主が満足する担保を提供するものとします。買主は、売主に対して要求された信用情報を提供することに同意します。買主の信用の上限は売主の独自の裁量により決定されるものとし、売主が判断する買主の信用リスクに基づき随時変更できるものとします。買主の信用リスクが増大した場合には、売主は支払条件を変更し、異なる支払方法を要求することができます。

### 3. 税金

あらゆる法制の下で税務当局により本装置及び本サービスの価格に基づき課される連邦税、州税、地方税、売上税又はその他の同様の税金は価格に含まれず、売主が管轄税務当局に支払わなければならない場合には、価格に加えて請求されるものとします。

### 4. 期間の制限

全ての価格表の有効期間は 30 暦日間です。

### 5. 受領

本契約又は限定保証書（後に定義します。）に別段の定めのない限り、本装置は引渡の時点で、また本サービスは本サービスの終了時点で受領されるものとします。本契約又は限定保証書に別段の定めのない限り、買主は、売主に対して、受領された本装置又は本サービスについて、一切の要求若しくは請求を行い、又は法的救済を求めることはできないものとします。

### 6. 限定保証、唯一の救済方法及び補償

売主は、買主に対し、本条件に従い販売された本装置に関し、限定された保証及び唯一の救済に関する書面（以下、「限定保証書」といいます。）を提供することに同意し、交付するものとします。買主は、限定保証書（買主が要求すれば売主が交付します。）を受け取ったことを確認し、その条件に従います。売主は、本サービス提供完了後 90 日間、本サービスの内容に瑕疵がないことを保証します。限定保証書に記載された救済方法及び保証は唯一のものであり、適用ある法律が認めている全てのその他の保証及び救済方法（書面、口頭又は黙示であるかを問わず品質、性能及び設計の保証

を含みますが、これらに限定されません。）並びにその他の全ての保証（商品性及び特定目的への適合性の黙示の保証、又は取引の前例若しくは取引慣行から生じる黙示の保証を含みます。）に代わるものであり、売主及び全ての本装置の製造業者は、明示的に免責されるものとし、買主は、本装置又は本サービスの使用、販売、リース又はレンタルにより発生する第三者からの請求、並びに買主の本条件の違反により生じる全ての費用、損失及びその他の損害から売主を防御し、補償し、また売主に迷惑をかけないものとし、

## 7. 終了

買主が売主の債務不履行を理由として本契約を解除するには、買主が債務不履行を特定して書面により売主に通知をし、売主がその通知を受領後 15 日以内に当該特定された債務不履行の治癒を行わない場合に、買主による解除が有効になります。

## 8. 遅延の免責

売主の支配が合理的に及ばない理由（ストライキ、アメリカ合衆国又は管轄を有するその他の政府による規制、交通機関の遅延、又は必要な労働、原料若しくは製造施設の調達不能を含みますが、これらに限定されません。）により本装置の出荷又は本サービスの履行のスケジュールが遅延する場合は、かかるスケジュールは変更されます。

## 9. 引渡

本装置の引渡は、売主の受注確認で別段の指定が行われないう限り、全てインコタームズ 2010 により定義された責任分担に従い、本装置の売主の施設における工場渡（Ex Works）で行うものとし、売主が運送費及び保険料を買主のために立替払いすることを書面により同意する場合には、買主は、売主から請求書を受領次第、かかる運送費及び保険料を売主に支払うことに同意します。売主が買主への引渡後 10 日以内に書面により引渡に不足がある旨のクレームを受領しない場合には、かかるクレームは放棄されたものとみなされます。引用されている引渡日は、引渡予定の現実的な時期に関する売主の最善の予測であり、それ以前に行われている販売により変更されることがあります。引渡日は、注文が行われた場合に売主が行う承諾で確認されます。売主は、時期を早めて引渡し又は一部のみを引渡し、その引渡分について支払請求を行うことができます。

## 10. 法律、規約及び基準

本条件において明示的に定められていない限り、本条件に含まれる金額及びスケジュールは、対象となる販売日において効力を有する法律、規約及び基準に基づいています。かかる法律、規約及び基準が改正され、作業を行うための費用が増減し、又はスケジュールに影響を与える場合には、売主は買主に対してその旨を通知するものとし、買主及び売主は、速やかに誠意をもって交渉し、かかる改正により影響を受ける注文の変更合意するものとし、

## 11. 所有権及び危険負担

引渡条件又は運送費若しくは保険料の前払いに関し、いかなる合意がなされたかに拘わらず、本装置の危険負担は、代金の完済時又は引渡完了時のうちいずれか早い時点で買主に移転するものとし、引渡は、引渡地点で民間若しくは公共の運送業者に引き渡された時点又は倉庫に移動された時点のうち早い方の時点で完了したものとみなされます。買主は、引渡までに本装置に保険を付し、保険証券に売主の本装置に関する権利が記載されているようにするものとし、売主は、本装置の請求書が全て完済されるまでは、本装置の所有権を留保するものとし、支払が遅延する場合には、買主が本装置の支払を完了するまで、売主は買主の敷地内に立ち入り本装置の占有を回復する権利を留保するものとし、

## 12. 設置及び現地でのサービス

売主により正当な権限が与えられた代理人が署名をした書面により別段の同意をしない限り、本条件に従い提供される本装置の設置は、買主が行うものとし、買主の書面による承認がある場合は、売主は、現地におけるサービスを、当該サービスが提供される時点で有効な売主の料金に基づき日割りで提供します。

### 13. 取消

注文の取消は売主に対して書面で行うものとし、売主の取消手数料（取消日までに発生した全ての費用、かかる取消を処理するための費用を含みますが、それらに限定されません。）に売主の合理的な利益を加算した金額を支払うものとし、

### 14. 知的財産権、秘密保持

買主は、売主が買主の設計、仕様又は指示に従ったことにより蒙る特許権、著作権又は商標権の侵害又は侵害の主張に起因する全ての費用、損失及びその他の損害から売主を防御し、補償し及び売主に迷惑をかけないものとし、本装置及び売主が買主に対して行った本サービスのいかなる発明、開発、改良又は変更に関する全ての権利、権限及び権益は、売主から正当な権限を与えられた代理人が署名した書面により別段の同意をしない限り、売主のみに帰属するものとし、買主に対して提供されたいかなる設計、製図又はその他の情報は、売主のみに帰属する財産です。買主は、売主の書面による事前の同意なくして、かかる情報を複製し又はいかなる者に対しても開示してはなりません。売主が提供する情報、図面、計画、基準及び仕様は売主の費用で開発されたものであり、買主は、売主の書面による事前の同意なくして、対象となる本装置を設置、所有、操作及び維持する以外のいかなる目的のためにも使用し又は開示してはなりません。本装置が本契約の日付において効力を有するアメリカ合衆国の特許権を侵害していると判断された場合には、売主は、その選択により、買主が本装置を使用することのできる権利を取得すること、かかる本装置を変更し若しくは特許権侵害をしない本装置と交換すること、特許権侵害をしている本装置に割り当てられる購入金額を払い戻すこと、又は買主のためにかかる紛争を和解若しくはその他の方法で終了させることができます。特許権侵害に関する売主の全責任は、上記に限られます。買主は、本装置又はこの注文に関して行った話し合い、交渉又はその他のやりとりを通じて売主から入手したいかなる技術情報又は営業情報を秘密に保ち、売主の書面による事前の同意がない限り、いかなる者に対しても開示しないものとし、

### 15. 譲渡

買主は、売主の明示的な書面による事前の同意なくして、法の作用によるか否かを問わず、本契約を譲渡又は承継させるはならないものとし、売主の同意なくして行われた本契約又は本契約に基づく権利若しくは義務の譲渡又は承継は、一切無効とします。売主は、法の作用によるか否かを問わず、買主の同意を得ることなく本契約又は本契約に基づく権利若しくは義務を譲渡することができます。

### 16. 輸出販売

売主は、いかなる法律又はアメリカ合衆国政府若しくは管轄を有するいかなる国の政府機関の規制によりその時点で輸出又は引渡が禁止されているいかなる技術情報、データ又は本装置を輸出又は引渡す義務を負うものではなく、そのような場合には、売主の選択により、かかる注文に基づく売主の義務を終了させることができ、売主は、かかる注文の取消に関し合理的な取消手数料を受け取ることができます。本契約に基づく全ての注文は、アメリカ合衆国の政府及び本装置が本契約に基づき設置、使用又は作動される国並びに政府機関の局、部及び支部の適用のある法律、規制及び規則に従うものとし、買主は、適用あるアメリカ合衆国及び管轄を有するその他の国の政府の法律を完全に遵守するのなければ、いかなる売主の本装置、技術情報又はデータを移転せず、またエンドユーザーにかかる法律を遵守させることに同意します。買主は、買主が適用ある全ての法律を完全に遵守していることを表明し保証します。特に、買主は、売主から供給された本装置又はその構成部分を禁止された者又は禁止された国に対して、またアメリカ合衆国の輸出規制法又は管轄を有するその他の国の政府機関の輸出規制法の下で禁じられている使用のために移動、輸出又は再輸出してはなりません。

### 17. 責任の制限

適用のある法律の下で許容される最大限まで、売主、その関連会社、サプライヤー及び下請業者は、買主及びその他のいかなる第三者に対しても、いかなる特別損害、間接損害、付随的損害又は結果損害（逸失利益、使用不能による損失、資金調達コスト、代替装置の調達費用、作業中止による費用、遅延若しくは遅延損害金を含みますが、これらに限定さ

れません。)について、かかる損害の請求権が契約、保証、不法行為、過失、無過失責任又はその他に基づくものであるかを問わず、一切責任を負わないものとします。かかる請求についての売主の責任は、契約、保証、不法行為、過失、無過失責任又はその他に基づくものであるかを問わず、本契約、本契約の履行若しくは不履行、本装置の設計、販売、設置、操作若しくは使用、又は本契約によりカバーされる本サービスの履行から発生し又は関連する損失又は損害であるかを問わず、当該請求権を生じさせた特定の本装置若しくはその一部又は本サービスについて買主が売主に支払った購入金額を超えないものとします。

#### 18. 準拠法

本契約（限定保証書を含みます。）、本契約から発生し又は関連するいかなる請求、論争又は紛争、両当事者間の関係、並びに両当事者の権利及び義務の解釈及び執行は、抵触法の原則に拘わらず、もっぱら日本法にのみ準拠するものとします。買主は、本契約から発生し又は関連するいかなる請求、論争又は紛争について買主が売主に対して法的手段をとる場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所として裁判により解決するものとし、かかる請求の根拠となる事実発生後1年以内に限り行うものとするに同意します。両当事者は、国際物品売買契約に関する国際連合条約（ウィーン売買条約）が適用されないことに合意します。

#### 19. 表題

本条件で使用されている全ての表題は便宜のためのみであり、何ら法的効力をもつものではありません。ファクシミリにより送付された写しは、原本と完全に同一の効力を有するものとします。

#### 20. 完全合意、分離可能性、第三者

本条件は、売主及び買主の間の完全且つ唯一の合意であり、限定保証書を除き、合意、約束、制約、保証及び表明は、本契約及び限定保証書に規定された以外には存在しません。本契約に明示されている条件は、制定法、コモンロー、慣習、取引又はその他により明示的又は黙示に示された全ての保証、前提、条件、表明、陳述、約束及び義務に代わり、またそれらの全てを法が許容する最大限度で排除して適用されるものとします。本契約の条件のいずれかが法により効力をもたない場合でも、それ以外の条件は効力を持ち続け、失効した条件は、法が許容する最大限度で当該条件が当初有していた意図に合致するよう変更されるものとします。いかなる条件も第三者に利益を与えることは意図されておらず、売主及び買主は、何れの条件も、第三者（本装置又は本サービスのエンドユーザーを含みますが、それに限定されません。）により執行がなされることを意図していません。引用されている法律の条項、立法、命令、規則又はその他の類似の文書は、随時改正、代替、統合又は再施行されたものを意味するものとし、またその下で制定されたいかなる命令、規則、行動指針、文書又はその他の下位の法規範を含むものとします。

03/11